

毎週火、金曜日に発行(但休日となるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇選管規則 公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則
- 鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則
- 政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則

## 選挙管理委員会規則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則  
をここに公布する。

昭和三十七年十月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

鳥取県選挙管理委員会規則第五号  
公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程(昭和二十五年鳥取県選挙管理委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第四条以下を順次一条づつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

(任意制ポスター掲示場等の条例の報告)

第三条 市町村が、法第百四十四条の四、第百六十条の二又は第百七十二条の二の規定により任意制ポスター掲示場、任意制公営立会演説会又は任意制選挙公報の発行に関し、条例を制定し、又は廃止したときは市町村の委員会は、条例を公布した日から三十日以内に当該条例の写を添えて県の委員会に報告しなければならない。

第三十条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条

第三項とし、同条第一項中「令第七十条の二の規定によつて定められた町村の委員会(以下本条中「管理町村の委員会」という。)」を「管理町村の委員会」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項として次のように加える。

令第六十六条第一項、第六十七条第三項、第七十条の三及び第七十七条第二項の規定により関係町村の委員会が協議した場合においては、その協議により定められた町村の委員会(以下本条中「管理町村の委員会」という。)は、その協議の結果を直ちに県の委員会に報告しなければならない。この場合において、関係町村の委員会の協議がととのわなるときは、関係町村の委員会は協議の経過その他必要な事項をすみやかに県の委員会に報告しなければならない。

第四十四条第二号中「議員又は委員」を「議員」に改める。

第四十五条(見出しを含む。)中「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

別記第一号様式を次のように改める。

第一号様式

年 月 日  
何委員会委員長 氏 名 印  
何某殿

選挙人名簿に関する異議の申出に対する  
決定通知書

何年何月何日何某から何選挙人名簿の修正に關しなされた異議の申出については、次のとおり決定しましたから通知します。

記

住所

氏 名

生年月日

右の者は、何々(決定理由を詳述するものとする。)により、何年何月何日調製の何選挙人名簿に(を)(よ)り(登録)(訂正)(削除)する。(することはできない。)

別記第九号様式中備考7の「ハ」を「ニ」とし、ロの次に次の一号を加える。

ハ 令第50条第5項の規定により住所移転者から不在者投票の請求があつた場合には当該住所移転者の住所の移転年月日及び移転先

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義  
鳥取県選挙管理委員会規則第六号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十年鳥取県選挙管理委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「第七十条の二」を「第七十条の三」に改める。

第十三条第一項中「市町村の委員会」を「市町村の委員会(数町村の区域を合わせた開票区については管理町村の委員会。以下本条中同じ。)」に改める。

第十四条中「県の委員会の定めるポスターの掲示期間」を「ポスターを掲示することができる日」に改める。

第二十四条第五項中「立会演説会」を「立会演説会における演説の順序」に、「行なう」を「決定する」に改める。

第二十六条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 法第百五十八条第二項の規定による演説会場の表示は、別記第八号様式の二に準じてしなければならない。第四十八条第四項を次のように改める。

4 法第百六十四条の二第五項の規定により行なう演説会の会場を表示する立札は、別記第十四号様式の二に準じて作成し、公衆の見易い場所に掲示しなければならない。

第七十条中「市町村の委員会」を「市町村の委員会

(数町村の区域を合わせた開票区については令第百二十六条の二に規定する委員会)に改める。  
別記第八号様式の次に次の様式を加える。  
第八号様式の二 立会演説会場の表示板

何選挙
立会演説会場
何市(町)(村)選挙管理委員会

備考 表示板の大きさは、おおむね縦二百二十センチメートル、横六十センチメートルとする。

別記第十一号様式備考2を次のように改める。  
2 令第百十九条第二項の規定により設けようとする設備の程度その他施設の使用に関する定めを添付すること。

別記第十四号様式の次に次の様式を加える。

第十四号様式の二 個人演説会場の立札

日時	月	日	時から
会場	何小学校講堂		
党派	個人	演説	会
何市(町)(村)選挙管理委員会			

備考 立札の大きさは、第八号様式の二の備考の例による。

別記第二十号様式及び第二十一号様式を次のように改める。  
第二十号様式 候補者氏名等揭示

参議院全国選出議員選挙候補者氏名等揭示

何市(町)(村)選挙管理委員会	
党派別	氏名
何々党	何
何々同盟	何
	某

備考 1 候補者の氏名には振仮名を付けなければならない。  
2 字数二十をこえる名称を有する政党その他の政治団体に所属する候補者の党派については、令第八十八条第三項の略称のみを掲載すること。  
3 氏名揭示は、候補者の数により一段に揭示できない場合には二段以上にすることができる。この場合の掲載の順序は、上段右を一とし、左に順を追って下段に至り以下これにならうものとする。

第二十二号様式 候補者氏名表

何選挙候補者氏名表	
党派別	氏名
何市(町)(村)選挙管理委員会	

備考 1 氏名表の大きさは、揭示箇所に応じて

選挙人の見易いようにしなければならない。  
2 氏名及び党派別の記載並びに一段に掲示できない場合の掲載の方法については、第二十号様式の備考に準ずる。  
附則  
この規則は、公布の日から施行する。  
政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和三十七年十月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

鳥取県選挙管理委員会規則第七号  
政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則  
政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和三十年鳥取県選挙管理委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式を次のように改める。

第一号様式

昭和何年何月何日執行  
鳥取県知事選挙

(政党その他の政治団体名)

政治活動用自動車

鳥 取 県  
選 挙 管 理  
委 員 会 印

備考 黄地に黒色の文字とし、縦三十二センチメートル、横二十四センチメートルの大きさとする。ただし二以上の選挙が直近して行なわれる場合においては色をかえることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所  
[定価] 一部 月 額 二五〇円 (配達料共)